

令和5年度第1回空家等対策協議会（R5.7.14） 意見・質疑一覧表

No.	大項目	中項目	意見or質疑	内容	事務局回答	対応
1	計画改定	委員会	質疑	委員会の委員に、福祉部局の担当者が入っていないのはなぜか。	検討します。	計画改定については、個別に意見聴取します。 委員構成については、今後検討します。
2	計画改定	マンション	質疑	マンション認定制度のメリットはなにか。	一つ目としては、市場価値の向上。認定されることで、管理組合の見えない部分が見えるようになり、良いマンションの見極めがしやすくなります。二つ目としては、金利優遇やフラット35の優遇措置など、金銭面の負担が軽減されます。 また、認定を受けていることはホームページ上で公開されており、利用者が簡単に調べることができます。	—
3	計画改定	マッチング	質疑	所有者に送付したマッチングの案内に対して、反応はどれくらいあったか。	実態調査をした全ての所有者に送付できたわけではありませんが、エリアごとに順番に送付している状況です。反応は十数件、実際にマッチングの登録をされたケースもあり、わずかではあるが効果はあるものと考えています。 この案内文は、登録だけが目的ではなく、空き家の適正管理を所有者に促す啓発の意味も含んでいます。文書を送ることで目には見えない部分の効果を期待しています。	—
4	計画改定	マンション	質疑	マンション管理適正化推進計画の対象は、分譲マンションに限定か。賃貸マンションやアパートは対象外なのか。	分譲マンションに限定されています。分譲マンションの管理は、所有者が多岐にわたり、修繕計画にも合意形成が必要といった困難さがあります。 賃貸マンションやアパートは、今回の対象にはなっていません。一人または数人のオーナーが管理すればコントロールできる状態より、まずは分譲マンションからというのが国の方針です。	—
5	計画改定	マンション	意見	第7章となっているが、根拠法も違うものなので、別章立てにした方がいい。表紙にも、空家計画にプラスする形で記載するのがいいと思う。	検討します。	—
6	計画改定	表記の方法	意見	法的に問題がある部分を除いては、市民が読みやすい「空き家」（送り仮名入り）に表記を変えた方がいい。	検討します。	—
7	計画改定	統計	質疑	平成30年度の空き家率と令和2、3年度の実態調査での空き家率に差があるのはなぜか。	平成30年度分は住宅・土地統計調査のデータを参考にしています。この調査は抽出調査であり、対象はすべての住宅です。これに対し、市の実態調査は現地を実際に歩いて調べたもので、共同住宅や賃貸住宅の空き部屋などは調査対象とはしていません。	—
8	計画改定	統計	意見	4ページの棒グラフについて、凡例の記載が抜けている。	修正します。	7/14修正済